

第3回 早大ピアノの会 OB・OG 演奏会



2019 年マスコットアニマル うさぎ

2019 年 8 月 3 日

開場 : 13 時 00 分 開演 : 13 時 30 分

新大久保 スペース Do

第 1 部 13:30 - 14:35

1 イゾルデの愛の死(ワーグナー/リスト)

森田亮介(29 代)

OB 演奏会という名の僕の意見発表会によろしくお越しくできました。9000 字くらいで収まるはずだったんですけど、調子に乗って書いてたら 24,000 字になってしまいました笑

プログラム 1 番のコメントがいきなり 20 ページも食うと体裁が悪いので、18 ページ以降をご覧ください。ここはまえがきです。

イゾルデの愛の死ということで、前半ではエロスとはなにかを自分なりに考え、後半では現代社会がエロスをいかに無視しているか、とくに同性婚についてガッツリ書きました。

性的少数者（いわゆる LGBT+）の権利、同性婚の問題をどうすべきなのか、誰もが一度は考えたことがあるのではないのでしょうか。実は僕は反対なのです。

家族を重視する保守派が反対しているというのは割と知られたことではあるでしょう、しかしリベラルからも同性婚は反対されることがあるのです。日本においても社会学や社会思想の分野では少なくとも 2000 年代までには割とメジャーな考え方となっているのですが、法曹界は同性婚が認められるべきという結論ありきになっていてどうも良くない。この学問間のギャップを埋めるために、法律上での屁理屈をどう組み立てるかが悩みどころでした。結果的に、同じことを何度も指摘したり、婚姻や家族にまつわる様々な別の事件を参照したりと、散らかっています。しかし、結婚というものがあまりに身近な制度過ぎてその本質は人々の無意識下に葬られており、こうやってしつこく指摘するのが重要だと思ったので、そのようにしています。

今回書いたような論理を考えているのは、日本で僕だけでしょう。少なくともネットで調べた限りでは出てきませんでした。2019 年 8 月 3 日現在で極めて異端的な僕の主張は、きっと専門家や同性婚を求める当事者、支援者からぶっ叩かれます。この演奏会にお集まりのハイセンスな皆さまにとっては大筋で納得してもらえる程度のもになっていると思いますが、一方で、感情的に受け入れられない部分も絶対あるはず（日本国家全否定です）。とても難しく、冷静さ慎重さが求められる問題ですが、誰もが愛に生きられる社会になることを願っています。

2 イタリアン・ポルカ(ラフマニノフ)

彦田和宏(33代)、彦田萌(34代)

近況のご報告としては、前回のコメント集で予告したとおり、昨年 10 月に入籍しました。

また、ただいまハネムーンでフランスに滞在しております(7/28 に帰国予定です)。

過去最高に練習時間がない状況ではありますが、イタリアン・ポルカは可愛らしく軽快な曲ですので、その雰囲気が表現できるように頑張ります。

3 幻想ポロネーズ Op. 61(ショパン)

花崎祐(31代)

2015 年に大学院を卒業し、社会人 5 年目になりました。

今年もまた懐かしい先輩方後輩達と出演できることを嬉しく思います。

今年は 7 年前に弾いた幻想ポロネーズに再びチャレンジします。

新しく譜読みしなくていいのはやっぱり楽ですね笑

しかし中々掴みどころが難しい曲です。コードは華やかで素晴らしいのですが、全体としてどうやって纏めたらいいのかよく分からないまま今日になってしまいました。

10 分以上かかる曲なので、寝ながら聞いて頂いても結構です笑

ちなみに「幻想ポロネーズ」と書きましたが、「Polonaise-Fantaisie」の和訳として、これが本当に正しいのでしょうかね？笑「ポロネーズ風幻想曲」の方がしっくりきます。「ポロネーズ第 7 番「幻想」」のように「英雄」や「軍隊」と同じ書き方をするのもやっぱり違和感があります。調性も「英雄」と同じ変イ長調とありますが、転調が多くてなんだかピンときません笑

いろいろ書きましたが、ショパンの後期作品を代表する、大変な名曲です。その素晴らしいさの一端を、拙い演奏ですがお伝えできれば幸甚です。

4 Monster (神内敏之編曲/嵐)

女の子は誰でも (神内敏之編曲/東京事変)

齋藤まりの(35代)、古川愛莉(35代)

カンボジアメンバーです (譜めくり含む)。

暑さで気を失いかけながら 3 人で巡ったアンコールワットを思い出しながら演奏します。

5 クーブランの墓より第 1 曲「プレリュード」(ラヴェル)

6 つの小品 Op. 118 より第 1 曲(ブラームス)

鈴木仁実(35代)

こんにちは。35 代の鈴木 仁実と申します。

2017 年に出演した卒業演奏会以来、きちんとした演奏会で弾くのは初めてとなります。貴重な機会を頂けたことを感謝しております。

久しぶりのコメントということもあり、どのようなテンションで文面を書けばいいか思案した結果、この通り硬い感じになりました。適当に読んで頂けたら幸いです。

OB 演 1 ヶ月前から、ピアノのレッスンを 3 ヶ月ぶりに再開しました。(4 月?6 月は会社の研修で新卒 1 年目のお坊ちゃん・お嬢ちゃんにプログラミングを教えたり、ビジネス文章を添削したりしていました) 土日にちょこちょこ練習していたのでおそらく大丈夫なはずです。(多分)

前置きが長くなりましたので、今回演奏させて頂く曲への意気込み等々の記載に移ります。

・クーブランの墓 プレリュード

2017 年、N 響でデュトワの振った「オール・ラヴェル」の公演を聴きに行きました。語彙力が乏しいのですが、どの曲も音が生き生きとしていて本当にいい演奏だったのを覚えています。(余談になりますが、この公演はその年のベスト公演に選ばれたようです)

クーブランの墓も抜粋で演奏されていました。それを聴いてからピアノで練習する際も「ここはオーボエの音だな」とイメージしながら弾いています。ラヴェルらしさの表れている独特な音使い、美しい旋律が少しでも伝われば幸いです。

・Op118-1

働きながらレッスンに通っているのもあり、大学時と比べて短めな曲の練習が増えました。ただ「次何の曲練習しよう」と案が尽きた時に浮かんできたのがブラームスの6つの小品でした。曲の表情が似ているところもありつつそれぞれ異なるので、この手の小品系を弾くのは楽しいです。

Op118-1 は個人的にメランコリックな雰囲気の中に明るさ・爽やかさを感じる1曲です。ブラームスが最晩年に書いた曲の雰囲気を感じて頂けたらと思います。

以上、お手柔らかにお願いいたします。

6 ピアノソナタ第5番 Op. 10-1(ベートーヴェン)

菅野理彩(38代)

こんにちは。昨年12月まで38代演奏副部長を務めておりました、早稲田大学政治経済学部国際政治経済学科4年の菅野理彩です。多くの方が初めましての可能性が高いので、同じOBOGとしてよろしくお願いしたいと思います。

今回は、「他のOBOGの方と繋がりたい」という思いと「社会人になったら人前で弾く機会が格段に減りそうなので、出られるうちに可能な限り演奏会に出ておきたい」という考えから、出演させていただきました。演奏するベートーヴェンのピアノソナタ5番は、中学生のときに練習していた曲ですが、間が空いていることもありお聞き苦しい演奏となってしまうかもしれません。しかし、できる限りの力は尽くして、楽しんで弾ければいいなと思います。よろしくお願いします。

第2部 14:45 - 15:45

7 きらきら星変奏曲(モーツァルト)

清水茜(35代)

35代の清水茜です。今年で社会人3年目になりましたが、学生の時のように演奏会に出演できて嬉しいです。このような機会を作って頂き有難うございます！

今回はモーツァルトのキラキラ星変奏曲を弾かせて頂きます。人前で演奏するのが久しぶりなのでとても緊張しておりますが、観客の皆様に楽しんで頂けるような演奏ができるように頑張ります。

8 ノクターン 2 番 Op. 9-2(ショパン)

宮川翔貴(35 代)

9 サルタレッロ op. 47(アルカン)

小金ゆい(36 代)、川島捺央(36 代)

10 ため息(リスト)、英雄ポロネーズ(ショパン)

渡辺裕貴(33 代)

33 代の渡辺と申します。今回は前に一度定演で弾いたことがある英雄ポロネーズと、かねてより演奏会で弾きたいと思っていたため息でエントリーしました。ため息は中間部でフラット 1 つからシャープ 4 つに変わるところが好きです。

11 ピアノソナタ第 1 番第 3 楽章(ラフマニノフ)

熊倉大輔(34 代)

熊倉です。

ご無沙汰してます。

ラフマニノフのピアノソナタ第 1 番第三楽章を弾きます。

本当は第一楽章弾きたかったのですが、全然間に合いませんでした。

長くて恐縮ですが、最後までお付き合いください。

第3部 15:55 - 17:00

12 Linus & Lucy(ヴァィンス・ガラルディ / シュローダー・ヘッドズ)
Hyperballad(ビョーク / フォックス・キャプチャー・プラン)

佐藤ペン(Pf)(28代)、佐藤タカアキ(Ba)、山田ヒロシ(Dr)

お久しぶりの方はお久しぶりです。初めましての方は初めまして。28代幹事長を務めたこともありましたが、さとペンです。

今回は兄タカアキと兄貴分ヒロシさんに手伝っていただき、ピアノトリオ的な演奏をします。

1 曲目、「Linus & Lucy」はスヌーピーのアニメ音楽を、ビ○バンでよく流れてる Schroeder-Headz がカバーしたものです。スヌーピーのアニメはほとんど見たことがなかったので知らなかったのですが、音楽がとても良いのです。作中の音楽は Vince Guaraldi という方のトリオが演奏しているのですが、ご興味あれば調べてみてください。

2 曲目、「Hyperballad」はビョークが 1996 年にリリースしたシングル曲。こちらも、ビレ○ンでよく流れてる fox capture plan がカバーしたものです。原曲は佐藤兄弟が幼少期より聞いてきた曲であり、fox capture plan のライブには兄弟で足を運んだこともあります。

それでは、お二人から意気込みをどうぞ！

タカアキ:弟がお世話になっております。ヒロアキの実兄のタカアキです。他の出演者の方に比べると少々騒がしく荒っぽい演奏になりますが、楽しんでいただけると嬉しいです。

ヒロシ:バンマスの山田です。普段は千駄木でバーマスもしております。そんなに怯えた目で見ないでください。怖くないです。大丈夫です。よろしくどうぞ。

13 ムジカ・ナラ(徳山美奈子)

佐々木寛志(30代)

その名の通り、古都・奈良をテーマに作られた曲です(余談ですが、2006年の第6回浜松国際ピアノコンクールの課題曲にもなっています)。

イメージとしては、深い深い森・山の中を歩いている中、冒頭、寺の鐘が鳴ると共に、いにしえから舞い込んだ蝶々が昔の奈良の都へと誘います。また、楽譜の随所に具体的な描写が書かれています。「神々の子供達」「忙しく走る僧侶」「笑う仏像」「勇壮な仁王」「Saxのように」等。中盤以降、邪鬼たちのコミカルなダンスがあり、まるでJazzのようなリズムが畳み掛け、どんちゃん騒ぎとなったと思えば、最後は鐘の音で一気に時が戻されます。

みなさんを、時空を超えた旅にお連れします。お楽しみに…。

14 前奏曲 Op. 23-5(ラフマニノフ)

中野花恋(35代)

15 マズルカ Op. 33, No. 4(ショパン)

増田有紗(36代)

16 ウィーンの謝肉祭の道化 作品 26 より 第1曲:アレグロ(シューマン)
Autumn Crocus(Billy Mayerl)

佐久間文(34代)

34代佐久間文です。

日々仕事にて切羽詰まったり時には絶望しそうになりますが、今苦労したことも数年後にはこのシューマンの第1楽章みたいに滑稽に見えるかもしれません。

Autumn Crocus に関しては、私がまだジャズを習得しきれていないこともあり、来年リベンジするかもしれません。

17 前奏曲 Op. 12-4(ブルーメンフェルト)
スケルツォ第3番 Op. 39(ショパン)

中島優人(34代)

1曲目は、暖炉がやわらかな北欧の山小屋のような曲です。(が、いまのところ東京で鍋パみたいな感じです…)

2曲目は、優しさと厳しさが表裏一体の大自然のような曲です。(が、いまのところ庭のサボテンみたいな感じです…)

できるだけがんばるので、お聴きください！

第4部 17:10 - 18:20

18 夜空ノムコウ(川村結花(かわむらゆか))
Don't Stop Me Now(Freddie Mercury)

城谷尚吾(30代)

皆様、お元気でしょうか。30代の城谷尚吾です。
お久しぶりです。

昨年10月に引き続き、みんなとまたコンサートができることを嬉しく思います。
また、森田さんを始めとした運営の皆様にお礼申し上げます。

仕事の近況ですが、以前と変わらず安全規格という技術の仕事をしています。新潟です。

全くもって大学で学んでいたものとは違う分野ですが、これからも頑張って行きます。

ちなみに今日8/3は、長岡で超有名な花火大会が開催されている日です。

多分市街は違法駐車の日だと思います。

あ、あと地震は大丈夫でした。メッセージくださった方、ありがとうございました。

音楽ですが、やっぱりピアノ弾語りをライブハウスとかで行っています。

基本は新潟ですが、たまに関東にて演奏したりもします。

今年は仕事の都合で演奏回数が減っていますが、その分作曲に力を入れており、毎月1曲作成することを目標に頑張っております。

果たして12月までアイデアが枯渇しないか心配ですが、自分で決めたことなので頑張ろうと思います。

なお、来週に主催の企画イベントがありますので、宣伝させていただきます。

2019年8月12日(月)18時から、新宿の曙橋コタンというライブハウスでピアノ弾き語りイベントを開催します。P会29代OBの高橋一勝さんと二人で主催しております。まさかの8年続いているイベントとなりました。

お盆ですが、ご飯が美味しいところでもあるので、よかったら遊びに来てくださいね。

では本日の演奏曲について紹介します。本日は両方ともコピー曲です。

本当は自作曲を演奏したいとも思いましたが、今年作った曲が全てくら〜い曲であり、なんとも言えない空気になってしまうと思い、断念しました。

次回(あると信じています)、明るい曲を作って演奏したいなと思います。

・夜空ノムコウ

世間ではスガシカオとかSMAPの歌と言われていますが、私にとっては川村結花の歌です。

川村結花バージョンの音源は、ピアノ弾き語りをメインにした音源になっており、また違った印象を受けます。

もちろんスガシカオとSMAPのバージョンも素敵のため、好みの問題になると思いますが。。。。

ちなみにこの曲は高橋一勝さんとやる予定でしたが、彼のスケジュールが合わず断念しました。。。。1人で頑張ります。ぼっちです。

・Don't Stop Me Now

映画が超ヒットしましたね。Queenの映画のラストで流れていた曲です。

それにあやかって練習した……訳ではなく、実はこの曲は2013年にレパートリーに加えた曲であり、自分の中で大きな影響を持つ曲となります。

私が大学にいた頃は、福山雅治とかが好きで、バラード系のカバーが多かった…記憶があります。2012年に大学を卒業した後も、その方向は続いていました。

2012年のある日、とあるライブハウスで演奏していたところ、対バンの方が「ピアノ弾き語りをするなら Queen をぜひ演奏してみて」と勧めてくれました。

当時の私は Queen は CM で聴く程度であり、ほとんど曲も知りませんでした。

そこで帰りに CD(死語)を買って帰り、聴いた記憶があります。

……まあ衝撃でした。

どれもインパクトのある曲。パワフルなボーカル。

何よりバンドイコールエレキギターがメインで鳴っている、みたいな固定観念を持っていた私にとって、ピアノがメインを張っているバンドをきちんと聴いたのはこれが初めてでした。

そして、一番インパクトに残った曲がこの 'Don't Stop Me Now' でした。

それで一生懸命練習した訳ですが、自分にとっては難しい伴奏で、悪戦苦闘したのを覚えています。今も悪戦苦闘しているのは秘密です。

この曲を聴いてから、ロック系の曲をカバーしたり、作曲するようになっていきました。

ちょっと周りから浮いている曲かもしれませんが、楽しい気分になれるよう、頑張って演奏します。

宜しく願いいたします!!

19 平均律クラヴィーア曲集第1巻 第13番 嬰へ長調 BWV858(J. S. バッハ)
ピアノソナタ第24番「テレゼ」第1楽章 嬰へ長調 Op. 78(ベートーヴェン)

岡田諒子(35代)

本日はご来場いただきありがとうございます。

わたくしは、いよいよ社会人3年目となりましたが、相も変わらず、仕事の合間を縫ってピアノを愉しんでおります。

今回は、バッハの平均律とベートーヴェンのソナタを、嬰へ長調という調で揃えてみました。

個人的に、嬰へ長調という調には、祈っているような、焦がれているような、ピンク色のイメージがあります。

調のイメージはそのままに、バロック・古典という、時代に沿った音楽的なロジックの移ろいを、お楽しみいただけたら幸いです。

20 楽興の時 第6番、第3番 op. 16-6, 3(ラフマニノフ)

高野翔太(38代)

皆さんはじめまして。38代の高野翔太と申します。もう自分もOBだなんて、時が経つのはあっという間です。

自分は現在商学部の4年生ですが、どうしてもプロへの道を諦めきれず、音大に入り直すべく休学しています。

今回演奏させていただくのは、ラフマニノフの曲集「楽興の時」op.16 から、第3曲と第6曲(終曲)です。

この曲集は1896年、ラフマニノフが23歳の頃に書かれたとされています。全6曲からなり、奇数曲(1,3,5番)が静かで穏やかな曲調であるのに対し、偶数曲(2,4,6番)は激しく華麗で、ショパンやリストの練習曲などに見られるような超絶技巧が要求される作品となっています。こうした「緩→急→緩→急」の対比が特徴的なこの曲集ですが、1曲1曲の性格の違いもまた魅力的です。

例えば、今回演奏させていただく2曲のうちの1つ、第3曲は h moll, Andante cantabile で始まります。悲嘆にくれるような重々しいメロディーと、哀愁漂うハーモニーが特徴的なこの曲からは、人一倍強かったラフマニノフの望郷の念を色濃く感じます。深い悲しみや孤独の中にもわずかにさす希望の光がまた美しく、それでもなお二度と戻れない"あの地"への想いは、1917年に革命の混乱から逃れるべくストックホルムに渡って以来、二度と祖国ロシアへ帰ることのできなかったラフマニノフの人生そのものであるようにも思えます。

対して第6曲は C dur, Maestoso で書かれており、重厚で華麗な響きと煌めきのある音遣いが特徴的です。ff で始まり ffff で終わるその堂々たるさまは、先述の第3曲と

は打って変わって、希望や誇りに満ちた正のエネルギーを感じさせます。中間部の煌きはまるで理想への憧れや妄想のようで、頭の中に広がる広大な宇宙をも想起させる美しくもミステリアスな部分となっています。そんな夢から醒めて現実に引き戻され、壁にぶつかり、何度も立ち上がり再び希望を持つ...そして最後には、今までにはなかった誇りや自信を持った確固たる態度で曲は終わります。

今日はそんな2曲の鮮やかなコントラストを自分なりに表現できたらうれしいです。また本日は解釈の都合上、6番→3番の順で演奏をさせていただきます。違和感があるかとは思いますが、生前決して報われることのなかったラフマニノフの祖国への愛とその哀しみを感じていただけたら幸いです。

どうぞよろしくお願い致します。

21 変奏曲 Op. 41 (カプースチン)

茂木聖也(29代)

楽譜を買ってから譜読み→挫折→譜読み→挫折を10年間繰り返してきた曲ですが、最近人生が暇すぎて練習したらそれなりに弾けるようになりました。人間ってすごいですね。

22 カプリの春の朝(カスキ)

重松和人(32代)

皆さんこんにちは！

この前街を歩いていたら職質されてパスポートの提示を求められました。

32代の重松・ヤーパーチャットアイ・和人です。

お父さんはタイ人です。コップクンクラブ！

今日弾かせていただく1曲目はフィンランドの作曲家ヘイノ・カスキがイタリアのカプリ島を訪れた際に作曲した「カプリの春の朝」という曲です。

僕は以前から彼の作品をこよなく愛しているのですが、この曲は公式の作品集に載っておらず、たまたま Youtube で発見して以来虜になりました。

まるで桃源郷はカプリ島に存在したかのように、神秘的に揺らめいている曲です。

カスキは旅行で訪れたカプリ島をさぞかし気に入ったのかな。

ホモ・サピエンスに迫害され、当時まだ無人島だったカプリ島に、命からがら逃げるようにたどり着いたネアンデルタール人の「みんなでくーにーを一つーくーろっ！♪ボくらだけのくにを一つーくーろっ！♪」って心からの歓喜の歌声を、彼らに成り代わって表現してみようと思います。

2曲目はショパンのノクターン 17 番 (Op.62-1) です。

個人的にこの曲はショパンの辞世の句だという認識です。

正直譜読みを始めた頃は、この曲が表現したい 99%の事は最初の 14 小節に込められていて後は蛇足だと思っていましたが、いざ弾いてみるとそれ以降もなかなか「良き！」って感じでした。

幻想ポロネーズの後に作られた曲ですが、僕が大好きな、ショパン晩年特有の「STAP 細胞はありまあ？あす」感は中間部に健在です。

トリルで華やかな感じになった後のたいいほう？も良きです。

正直たいいほうが何なのかよく分かっていない僕ですが、まあ僕がたいいほうだと決めたのならそれはもう、僕にとっての、あなたにとってのたいいほうだということです。

そう言えば昔たいいほうは感じるものだとおばあちゃんも言っていたと思います。

そして、たいいほうとの別れを経て、今度は本当の、ショパンとの別れがやってくるように感じます。

満天の星空の下、エキゾチックな雰囲気に入れながらのお別れです。

この部分超好き！

最後の音は「立つ鳥跡を濁さず。」感アルと思っているので、上手く表現できたらいいなと思っています。

23 ハンガリー狂詩曲 S244 より第 12 番 嬰ハ短調(リスト)

鈴木 花実(34 代)

今回についても演奏会を開催いただき、ありがとうございます。

19 曲のハンガリー狂詩曲の中でも華麗で色彩豊かな 12 番は現役時代から憧れで、演奏する機会を頂けたこと、非常に感謝しています。

技術不足等は重々承知ですが、大好きなこの曲の表情豊かさ、素晴らしさを伝えられ、一人でも多くのお客様に楽しんでもらえるよう、精一杯演奏いたします。よろしく願いいたします。

第5部 18:30 - 19:30

24 アンダンテと華麗なるアレグロ Op. 92(メンデルスゾーン)

木下リラ(34代)、片山隆(30代)

1

少年(少女)時代のメンデルスゾーン



洋琴日報

2019年8月3日

ずさんな練習計画

早大P会卒男女デュオ

過去に杉並公会堂のピアノ線をふっかけるなど、破天荒なピアノデュオで知られる片山隆さん(28)と木下リラさん(28)のペアが、3日に予定されている「早大ピアノの会」の演奏会」で披露する曲の練習が不十分であることが、2日までに関係者への取材で分かった。2人の音の距離が約50cm離れていることを考慮していないうずさんの練習計画で、度を越えた自己通信が背景にあったとみられる。

当紙は本人らに取材を申し込んだが、片山さんは「二日酔いで無理。気持ち悪い」と拒否した。木下さんは取材に応じ、「当初から間に合わないかもしれないとは思っていた」と聞き直った。それでもエントリートの理由を聞くと「絶対絶命の★フレリックス・メンデルスゾーン・バルティック・ハンブルクの裕福な銀行家の家庭に生ま

状態に随うと音が上がると聞いたので、それに賭けた」と、たとえ音が土がってものにもならぬような回答があった。

片山さんと木下さんは大学時代に知り合っ

て以来、6年半あまり交際関係にあった。卒業後、片山さんはパー

ティダ、木下さんは

記者として働いてお

り、2人を知る人は社

会人になつてからは無

計画さに拍車がか

り、別れるのも時間の

問題だと感じた。将来

を真剣に考えろと言

て聞かれない」とあき

れ顔で話す。日頃の計

面性のなき音楽の傾

域にも及んでいたこと

がうかがえる。

2人に披露予定の曲

の聞きこるを尋ねる

と「好きなように聞い

てほしい。私たちが好

きなように弾く」と無

邪気にコメントした。

れる。早熟の天才とい

てもはやされる一

方、ユダヤ系ゆえの苦

労が多かったという

その生い立ちを反映し

てか、作風には「ボン

ボンの甘やかな悲し

み」がにじみ、姉のフ

ァニーも著名なピアニ

ストであり、女性作曲

家の草分け的存在だっ

た。クラシック界きっ

ンで知られる。



貧苦の裏に健康を蝕

むほどの労働があるこ

とを想像するのはたや

すい。しかし、稼費や

希望の陰にもしほは

過労はある。楽壇の華

として愛されたメン

デルスゾーンは、ヨーロ

ッパ各地で演奏旅行を

行つた。38歳の若

さでくも膜下出血に倒

れた。最期の言葉は疲

れたという。マウの

エピソードに、多くの

日本人は自分を映し見

るのではないかと「死

ぬまで働くなんてばか

げている」と頭では理

解していても、その地

獄から這い出ることが

できない。そして、し

ばしばしば音楽に逃避を求

める。▽冒頭のメンデ

ルスゾーンが残した数

少ない連弾作品のひとつ

は、慈悲に満ちたアン

ダンテと天真爛漫なアレ

グロから成る。「疲

れ」などという言葉こ

は無縁の甘美で輝きに

満ちた旋律を、cresc

endoの指示のまま歌い

上げ、弾き手は明日へ

の活力を得るのであ

る。

25 「版画」より 塔(ドビュッシー)

高畑 麻莉恵(32代)

早く隠居したいなあ、老後は静かであったかいところで暮らしたいなあ、と思いながら弾いてます。

ああひきこもりになりたい。100億円(非課税)ほしい。猫飼いたい。

俗欲にまみれていますが、たぶんドビュッシーもキモチイイことだけして生きていきたいなあ?とか思いながら書いてたはずなのでこれでいいんです。

26 マズルカ イ短調 Op. 17-4(ショパン)

前奏曲 Op. 28 より 第1番 ハ長調、第12番 嬰ト短調(ショパン)

勝又友季子(33代)

「演奏会 緊張 克服」「あがり症 対策」などのワードでググる毎日です。
大好きな曲なので、少しでも落ち着いて楽しんで弾けるよう、とにかく頑張ります…

27 トッカータ風ソナタ 第1楽章(アルウィン)

ピアノソナタ第2番 Op. 60 第4楽章(ボルトキエヴィチ)

加藤喜市(27代)

27代OBの加藤喜市です。今回はなんとなく「一昔前の六連」っぽい選曲になりました（どちらの曲も過去に六連関係の演奏会で演奏されています）。

William Alwyn (1905-85) はイギリスの作曲家。今年の3月に「第15回こだわりあるピアノ弾きとその仲間たちによる大演奏会」でエイゲスの「ソナタ・トッカータ」を弾いたのですが、そういえば似たような名前の曲があったなぁと思い出したので、弾いてみることにしました（似ているのは名前だけで、曲想は全然違います…）。軽快なリズムとシンプルながら美しい旋律、さらには親しみやすい（とはいえ、少々捻りのある）和声と私の好きな要素が詰まっており、弾いていて楽しい曲です。どこことなくギロックの「ソナチネ」を思い起こします（どちらもハ長調）。

Sergei Bortkiewicz (1877-1952) はロシアの作曲家。こちらは、アルウィンの1楽章を弾くことに決めてから、それと組み合わせるための「とにかく終わりが派手な曲」ということで選びました。この作曲家を大学1年生の時に初めて知ってからだいぶ経ちますが、何気にボルトキエヴィチは初挑戦です（昔に比べて、プログラム等で名前を見かけることも多くなってきたように思います）。「ハバネラ」のような半音階の下降型が特徴的な第一主題と「deciso（決然として）」と指定されているぱりっとした第二主題。これら二つのテーマでソナタ形式の「A-B-A」を構成したのち、（これまたどこかで聴いたことのあるような）明るく伸びやかなメロディーのコーダが爆音で突き進み、上昇型の重音アルペジオで盛り上がってから終曲します（いかにも「終わり」らしい終わり方です）。

28 ピアノソナタ第1番(アヴネル・ドルマン)

森明史(32代)

今回まさかの演奏順に戸惑いを隠せません。32代の森明史です。

アヴネル・ドルマンはイスラエル出身で、現在40半ばのバリバリ現役作曲家です。この度演奏する「ピアノ・ソナタ1番」は20代半ばで製作した作品で、副題に「classical」とついている通り、所謂「現代曲」らしくはありません（「古典的」でもないですが）。

和音の進行が印象的でリズムカルな第1楽章、ゆったりとしてメロディアスな第2楽章、コロコロと雰囲気が変わる変奏曲風の第3楽章という構成で、全体的に聴きやすくポップな曲風です。プロの演奏はとても格好いいです。

正直な話、小生の演奏技量ではなんとなーくでしか弾けておりません。amazon music でプロの録音が聞けますので、皆様是非そちらでこの曲の魅力を感じていただければと存じます。

1. 曲の紹介

原曲はワーグナーの楽劇「トリスタンとイゾルデ」のクライマックスシーンに流れる「愛の死」であり、この曲はリストの編曲作品の中でも演奏機会が多い。「トリスタンとイゾルデ」は1857年～1859年の間に作曲され、1865年にハンス・フォン・ビューローの指揮で初演された。一部はワーグナーの楽劇「ワルキューレ」のクライマックスのフレーズと共通している。リストのピアノ編曲は1867年に作られた。

「トリスタンとイゾルデ」は3幕で構成されており、あらすじは次のとおりである

第1幕

トリスタンはアイルランド王女イゾルデの許嫁を戦いで殺してしまったが、イゾルデはそのトリスタンを憎みながらも戦いで負った怪我の介抱をした。このときから二人は互いに愛と憎しみの絡み合う感情に苛まされる。舞台はイゾルデがトリスタンに連れられて、トリスタンの仕えるマルク王に嫁ぐ船のシーンから始まる。船上で、二人は愛を隠しながら憎しみ合い、最終的に互いに毒を飲んで死のうとする。しかし召使いが毒薬を媚薬にすり替えていたので二人の愛が燃え上がってしまう。

第2幕

二人は愛を隠すが、最終的にマルク王が二人の関係を暴き、トリスタンに重症を負わせ追放する。

第3幕

トリスタンは、その愛によって呼び寄せた愛するイゾルデの腕の中で息を引き取る。マルク王も二人が惚れ薬の作用で結ばれたことを知り、そして二人を許し、二人が愛を実らせることを願うも、すでにそれが叶わなくなってしまったことを悲しむ。イゾルデはトリスタンを心から愛し、追死する。

2. リストとワーグナーの関係、愛についての異同 二人の関係はかなり複雑である。

- ① まず、ともに社会の自由化を目指した仲間である。1848年のドイツ三月革命に続くドレスデン蜂起で主導的な役割を果たし、指名手配され、リストを頼ってスイスに亡命を果たした。
- ② そして新ドイツ楽派の盟友である。例えばリストの誕生日に上記「ワルキューレ」の第1幕の試聴会を開催し、リストがピアノ伴奏し、ワーグナーが主人公テノールを歌い上げるなど、親密な関係を築いた。奇しくも、リストが生前最後に観覧した作品も「トリスタンとイゾルデ」で、娘コージマが主催するパイロイト音楽祭での観劇直後に意識が混迷し、1週間後に死んでしまう。
- ③ そして、親戚である。リストの娘コージマはリストの弟子で指揮者のハンス・フォン・ビューローと結婚したが、ワーグナーと不倫関係（ビューローは次第に黙認）に陥り、1870年に正式に結婚し、リストとワーグナーは義理

の父子関係となる。そんなわけでリストとワーグナーの交友は 5 年単位で完全に断絶していた。

「イゾルデの愛の死」のピアノ編曲は、この二人の関係が冷え切った時期に作られた。この事実について、リストがいかに寛大な精神を持っていたかと評価する動きもある。しかし、ワーグナーが注力していた「ニーベルングの指輪」四部作：ラインの黄金、ワルキューレ、ジークフリート、神々の黄昏—は、専用の劇場を作らなければ披露されることのない巨大さであり、リストはその野望が実現するまで彼の収入がとだえること心配して、演奏機会を得やすい小規模な作品も作るようにとアドバイスしたのであって、娘を人質に取られている以上その方針を肯定しなければワーグナーから金を無心されるという不安を払拭するために編曲として取り上げたようにも感じられる。そうはいっても、リストにとってワーグナーが経済的事情と人間関係の意味で一時的に忌むべき存在になったとしても、その才能は否定できないものであったと捉えるのも良いだろう。ただし、そこで取り扱われている愛自体はリストの重要視する愛とは異なる。

ワーグナーは本作について、「自分はこれまでに一度も愛の幸福を味わったことがないので、あらゆる夢の中でも最も美しいこの主題のために一つの記念碑を打ち立て、そこで愛の耽溺のきわみを表現したいと思ったのです。こうして『トリスタンとイゾルデ』の構想を得ました」とリストに手紙を出している。

曲を一聴すればわかることだが、ストーリーや作曲背景からしてこの愛は、決して慈愛できなもので

はなく、いわゆる男女間の恋愛やエロスである。彼がそういうものを重視した理由は、ワーグナーと一時期親しかったニーチェの思想をさらってみると把握しやすいかもしれない。

一般によく知られているニーチェの「神は死んだ」という言葉は、19 世紀まで保たれていたキリスト教的道徳観がもはやなんの意味もなさず、世界が虚無的状态に陥ったことを指している。この時代は貴族とは別に資本家という新たなヒエラルキーが出現するなどして、まだまだ人民が自由を求める反乱がいたるところで起きていたし、もうすこし時代が進めば 1967 年にマルクスが資本論を刊行するなど、産業革命・資本主義の一回目の危機に瀕していた。キリスト教の隣人愛の教えは、資本主義社会においてほとんど何の徳も生み出さなくなった。そこでニーチェは、神に替わる新たな規律の開拓者（超人）が必要であるとした。ニヒリズムにおいては神の愛や隣人愛などというものは成功者に対するひがみでしかなく、敗者の道徳だと結論付けられる。だからこそ、ワーグナーは、超人はそのような弱者の理論に見いだされる愛にとらわれる必要はなく、より人間の基本的な要素たるエロス（およびそれに直結する愛）を摂取することが必要だと考えたのだろう。

対して、リストが日々の中で大事にしているのは神の愛や隣人愛、アガペーである。カトリック階位を持つリストにとって、これは支持しにくい思想といえる。もちろん、リスト自身が大して教養を持っているわけではないので、細かいことは理解せずに、先述の経済支援としての意味合いや、ワーグナーの才能を素直に認めたというのが普通の考え方だろう。しかし、現代人はこの編曲にどのような態度で

望むべきか、ということは一考に値するのではなからうか。

ただ、エロスや愛が何かということは大昔から散々考えられてきたのに未だ解明されていない代物であり、僕は哲学を体系的に学んだこともない上、演奏会プログラムのコメントという枠組みの中でそれらを網羅的に紹介したり、批判したりすることは不可能だ。ここではあえてそのようなものにとらわれず、ワーグナーの考えるエロスや愛と、リストの考える隣人愛との対立をどのように整合させるかということに焦点を絞って、必要十分的に考えてみたいと思う。

3. エロスを考える

まずエロスと聞けば、美しさに内包される要素というほかに、僕も含めて日常会話で使われる意味でのエロ（性的興奮を惹起するモノや行為）をイメージする人が多いと思う。しかし性的興奮を引き起こせばエロスかといえばそうではないし、エロスを感じれば性的興奮が沸き立つというわけでもない。その証明としては不満足かもしれないが、たとえば日常的な言葉として「愛のないセックス」というものを人々は観念できる。たとえば子犬がめっちゃめっちゃ可愛くて潰してしまうくらい強く抱きしめたいと欲しても、性的に興奮しているわけではない。そうだとすると、エロスと性的興奮はしばしば同時に心象に現れるけれども、エロスの知覚から獲得するまで性的興奮を伴わないこともあるし、性的興奮の発生から解消までエロスを伴わないこともあるのではないだろうか。

そこで、ここでは、両者は似ているがやはり別の概念であるということから出発したい。

さて、そのように性を切り分けたとしても、特に人と人の間ではエロスと同時に性的興奮を知覚することが多い。そうだとすると、エロスが知覚しているものは、ただ単に美しいものを求めているとか、可愛いもの、かっこいいものを求めているということではないだろう。

そもそも、エロスに欲求という意味合いがあるだろうか。欲は満たされれば解消される。普通、ひたすら食べていたい、寝ていたい、セックスしていたい…などと思うことはあっても、いざ満たされてみればその欲は解消されるだろう。一方で、エロスが欲なのだだとすると、満たされない、解消されないことのほうが多い。美しい人はひたすら眺めていたい、赤ちゃんの肌をずっと触っていたい、気持ち良い音楽を永遠に聴いていたい。この欲求の永続性は、自己の中から湧き出してくるというだけでは説明できない。プラトンは、エロスとは、理想であるがこの世にはない真実(イデア)を求める心であるとした。確かにエロスがそのようなものであれば、その欲求が満たされることはないが、彼は論理を整合させるためのひとまずの方便としてイデアを擬制しただけのようにも思える。

僕が思うに、エロスは欲求に属するものではない。エロスは「五官の作用により認識される”他”から自分を求められている感覚」ではないだろうか。こちらが求めているのではなく、求められているから、その感覚が続く限りいつまでも”他”を摂取することができる。このアイデアに基づいて、エロスが愛に昇華されるまでの過程を示してみたいと思う。

(1) エロスの知覚

人間は意志を持たないものにでも意志を観念する。草や木、機械、岩、地球、空、海、使い古した家具、鉛筆なども、もしかしたら何かを考えているのかも知れないと考える。それは意志を有する人間についても、特に肉体だけを抜き取って別の意志を持つてると考えることもある。たとえば陳腐なボルノストーリーにおける「口では嫌がっていても体は正直だな」のように。そのような考え方の延長として、物や、人の（心から独立した）外見など、万物が私を求める感覚が存在すると仮定する。

そしてエロスの知覚は、以下のエロスの許容とほとんど同時に行われる。

(2)エロスの許容

万物が私を求めていることに対して、それらの中から特定の物からの感覚だけを知覚する。受け止める的(マ)の役割をするのが、求められることの許容、いわゆるストライクゾーンである。この的の範囲や大きさが人によって異なるために、美しい、かわいいと思う対象が多様となる。それは無意識的な自己の世界の取捨選択作業といえる。

よく創作話で、惚れ薬や人を好きにさせる恋愛魔法のようなものが想像されるが、これらはこの許容の的を変容させるということになるだろう。ラブコメマンガで、読者人からみれば十分かわいらしく描かれているヒロイン少女が主人公の少年にはそうではないように取り扱われているのに、的の形をいじられると「あれ…コイツ…こんなにかわかったっけ？」となるわけである。

(また、現実にもドラッグなど、的を変容させる物質もある)

(3)エロスの絶望

このようにして知覚・許容を経たエロスについて、その“他”に持ち主がいる場合、“他”を勝手に摂取することは難しい。

もっとも、“他”それ自体が意志を持たない場合は諦めが付く。誰かが所有している美しい造形の石像をひたすら摂取したいというとき、その所有者に許可を得なければならない。しかし、所有者は、石像が私を求め、私が石像を摂取することを承諾するだけでよく、自身が積極的に私を求める必要はない。そして所有者と石像は別の存在であるから、承諾しないとしても、当然といえば当然で、合理的理由を持って諦められる。問題は、人の外見という“他”である。

私が、誰かの所有する美しい肉体をひたすら摂取したいというとき、その所有者たる相手に何を望むか。相手の心と肉体は分離しようのない一体的な“他”であり、肉体が私を求めているのに、相手の心は（まだ）私を求めている。一体的な“他”が、矛盾する 2 つの意思を併せ持つなど、私には理解できない。この矛盾を解決するためには、相手の心は、相手の肉体が私を求めることを承諾するだけでは足りず、相手の心が私を求めることをもってようやく解決される。

しかし、現実にはそうなることが難しい。相手から見て、私の肉体が相手を求めているとしてエロスが知覚されるとは限らないし、相手にとっては、私の肉体が相手を求めているのに、私の心が相手を求めているのだとしたら、それはま

た矛盾関係であり、その矛盾を解決するためには私の心が相手を望んでいることをやめさせるか、ドラッグでも飲んで私の肉体が相手を求めていることを知覚するしかない（後者はハイリス・ローリターンであり、大抵は前者しか選べない）。

そして、相手が私の肉体にエロスを知覚していたとしても、エロスはたいてい性的興奮を伴う。社会規律はそれを慎むべきとすることから、矛盾しているとしても求められることを否定する事がある。そうであるから私は苦悩し、絶望する。同時に相手も別の意味で絶望しているのだが。

本作「トリスタンとイゾルデ」ではどちらの絶望かという、前者の意味合いが強いと思える。イゾルデはトリスタンの容姿に惹かれたから怪我の治療をしたというような感じではない（なんと言っても婚約者を殺した相手である）。トリスタンの側も、イゾルデの治療の秘術を受ければ生き延びられるという打算から、敵の身分を隠し、タントリスと偽名を使って介抱を受け、その間に情にほだされたというような印象を僕は受ける。この二人の最初の出会いは、エロスというよりも、慈しみの要素が垣間見える。

一つエロスの表現かなと思うのは、トリスタンがイゾルデから差し出された毒薬の盃を飲み干そうとすると、イゾルデが「半分は私が飲んで一緒に死ぬのよ！」と盃を奪い取って飲むシーン。マルク王とイゾルデの婚約を采配したのはトリスタンで、イゾルデが賢く良い王と結ばれることはトリスタンからの恩返しとしては世間的には最良のことであった（マルク王は物語の

中でも立派な王として描かれており、決してタイタニックのフィアンセのような俗っぽい人間ではない）。しかしイゾルデからすれば、なんのエロスも感じない王と結ばれることはまっぴらごめん、もう死ぬしかないという考えに至る。ここに「マルク王と結ばれるくらいなら、トリスタンに求められたほうがまだマシ」というような間接的、消極的なエロスを捉えられるかもしれない。

いずれにしても二人が飲んだ惚れ薬は、互いの慈しむ愛を一度破壊し、エロスを知覚させ、愛を再構成した。

(4)エロスの獲得

ほとんどエロスの絶望で概念は説明してしまった。知覚したエロスを摂取しうる状態である。所有者が“他”とは一体ではない場合、主人の承諾を得れば、摂取しうる。そもそも意思を整合させるべき主人がいない“他”の場合、容易に摂取し得る。所有者が“他”と一体である場合、所有者も私を求めていれば、摂取可能になる。

(5)エロスの鏡

エロスが獲得され、自由に摂取されるようになったとしても、エロスを求められる感覚と概念規定した以上、これは互いに求められることを求める関係である。さきほどから摂取という語句を用いているように、求められあう関係ではまさに相手が私の中に入ってきて、私が相手の中に入っていく。そのようにして、二人が向き合っている間は、私が手を握りたいと思えば、相手も鏡のなかの私のように動いてくれる。私の

意思に基づいて動かすことのできる肉体が単純に2倍になるし、しかも神経でつながっていない部分なのに相手がほとんど思ったように動いてくれるのだから、非常に楽しい状態である。エロスの絶望からエロスの鏡までが、世間で言うところの恋ということになる。

ただし、求められあう量・摂取量がアンバランスだったり、向き合うタイミングがずれたりすると肉体と心の矛盾状態が復元され、絶望状態に逆戻りすることがある。失恋である。

(6)エロスの愛

さて、互いにエロスの作用によって交換的に私と相手が互いを摂取したとき、どのようなことが起こるか。相手の肉体は相変わらず私を求めている。繰り返しになるが、私が相手の肉体の求めに応じて相手を摂取したいとき、その肉体と一体になっている”他”にも、矛盾なく私を求めることを求める。いま、相手の肉体には私の心が入っている。ここで私は、私が私を求めていることを知る。

はて、私の心は相手の肉体に入っているはずで、私が私を求めていることを知覚した私とは一体誰だろう。僕はこれまで、人間が肉体と心の2つで構成されているかのように考えてきたけれども、実は3つ目の要素があることに気づく。魂か理性か絶対精神か、それをなんと呼ぶかは人によるだろう。便宜的に魂とするが、しかしそれが何であれ、それは肉体に囚われていて、自由に体外に移動させたりすることのできない精神である。そして、同じように、相手の肉体の中に

も、絶対に私の中に摂取することのできない魂があるということがわかる。

全ての物が私を求めている、私はエロスの摂取によって世界の全てになれるはずなのに、私を求めない存在、摂取することができない相手の魂がある。はじめて絶対的な自分以外の存在を認識する。孤独だった私はこの絶対的な自分以外の存在を失いたくないと考える。そうであるから、私を求めないことを許容する。そのままの存在でいることを許す。それが愛である。

以上、エロスの知覚から愛に至るまでを検討してきた。世の中には様々な愛があるが、私を求めているのは相手の心か肉体か、相手は私の心を求めているのか肉体を求めているのか、そしてその求められ方（五官のいずれか）というようなバリエーションによって、エロスの形式（特に、性的興奮を伴うか否か）が変化し、そして、そこから生じる愛の形式が変わってくるというように説明できるのではないか。

家族愛は少し補足が必要だろうか。親子愛や兄弟愛では、エロスを知覚していると普通は意識されない。それは、私が幼く、まだ心をほとんど持たないうちに親兄弟が私の肉体の摂取を開始し、その交換が終わったあとに私の心が発生し、その時点でほとんど愛が形成されているということで一応は説明できるだろう（まあ、そう説明できるように言葉を定義したので当たり前だが）。

これら様々のエロスの中でも、ワーグナーは美しいと感じる類のエロス、つまり求められる度合いが強いエロスから生じる愛を最上のものとして取り扱っている。それは一意の摂取方法しか私に許され

ないから、別の事情によって制限されるべきではないからである。ゆえに、ワーグナーの楽劇では、保守的な教えがこのエロスの愛を妨げるなら、それは破られるべき教えであり、実際に破られるのである。

これは「トリスタンとイゾルデ」より、ニーベルングの指環第3作「ジークフリート」を見るとよくわかる。神から生まれた戦乙女のブリュンヒルデが人間の勇者ジークフリートの口づけで目覚め、愛に落ちていくのだが、誰から誰の誰への愛なのか、どのようなエロスに基づくものか、エロスのどの段階か、それらが非常に繊細に微妙に移ろっていく。ジークフリートは双子の兄弟の近親相姦によって出現した禁忌的な命であり、ブリュンヒルデの母親たる結婚の神がそれを許さず、本来生まれてこない運命であったところを、ブリュンヒルデが父親の真意を汲み取ってジークフリートの母親を助けたことで生まれてきた（母親はそこで息を引き取る）。

最初、ジークフリートがブリュンヒルデを目覚めさせたとき、彼女が彼の中に見出したのは父親たる神への愛の象徴であった。この間、ブリュンヒルデはジークフリートを見ているようで見ていない。歌詞をみると、ジークフリートは光輝いていて、ブリュンヒルデには彼の姿が見えておらず、彼からエロスを知覚していない。じきに、彼女は自分の神聖性も失われ、父から愛される存在でなくなったことに絶望するのだが、ジークフリートから改めて「あなたはまだ眠っているのですか？目覚めてください！」と言われ、そこで初めて彼の顔を見る。ブリュンヒルデはたちまち彼にエロスを見出し、エロスを獲得し、力を得る。そして、近親相姦から生まれた禁忌の存在を愛する事によって、神とその教え、規律を全く打ち破る決意をする。しかし、まだ二人

はエロスの獲得、鏡の段階にとどまる。なぜならジークフリートがまだ自分が何者かも知らず、ブリュンヒルデを愛することができないからである。実はブリュンヒルデはジークフリートの父母とは異母兄弟にあたる。その事実をジークフリートは知らないが、彼はブリュンヒルデの中に、ブリュンヒルデからのエロスと、母親への愛を感じている。そして物語は第4作「神々の黄昏」に続く。ジークフリートは策略にはまって死んでしまうのだが、死ぬ前の回想の中で初めてブリュンヒルデと対峙し、自分が何者であるかを知り、愛するようになる。ブリュンヒルデも彼を愛し、神々の世界は二人の命をもって崩壊へと導かれる。

愛が力を生み、力が超人を作り上げる。「トリスタンとイゾルデ」も、家を存続させるための政略結婚をエロスの愛の力で否定するということは描かれているが、いかんせんマルク王もふつうに良き王であったし、二人の愛は惚れ薬に由来するものであるから、物語の成り行き上、力への希求が弱い。

4. エロスの愛と隣人愛の併存可能性

そして、問題は、隣人愛との関係である。ワーグナーやニーチェはキリスト教的道徳（隣人愛）も攻撃の対象にしたが、隣人愛を重んじる側のリストとの関係はどう解消すればよいだろう。リストは確かに敬虔なカトリックで、愛の夢第3番（おお愛する限り愛せ）に代表されるように隣人愛をととても重んじたし、彼が熱中したサン＝シモン主義も「キリスト教の最も良い教えは隣人愛である」と説いている。しかし、前回の演奏会で紹介したように、リストが年をとるにつれて、彼の主眼は次第に隣人愛から母の慈愛に移っていく。リストはキリスト本人の

教えである隣人愛も重要であるが、それよりも聖母マリアがキリストに注いだ眼差しを重視した。ワーグナーの作品の中でも親から子への愛は基本的には否定されていないし、恋人同士の愛に匹敵する強さを持っている。だからこそ、冒頭に述べたように、イゾルデの愛の死とワルキューレの最終幕のシーンでは同一のフレーズが共通して現れる。そのシーンとは、ブリュンヒルデに父親である神ヴォータンが眠りの罰を与え、別れを告げるシーンである。

それから、ワーグナーやニーチェの考えはとにかく自由を限りなく求めるという立場であって、彼らが否定しようとしたのは、隣人愛の代理的实践者であるカトリック教会や聖職者を維持するために農民に課せられた十分の一税のような、封建制度を固定化させるために教会組織のなかに機械的に組み込まれた隣人愛だったのではないだろうか。十分の一税の他にも、カトリックは離婚を認めなかったり、社会的に絶大な権力を人々に及ぼしていた

これを討つというのが非常に重要で、そのためにはエロスに立ち返る必要があった。リストも二人目の伴侶カロリーヌが夫との離婚が認められなかったのでもとて苛立っていた。結局ふたりは事実婚にとどまった。そしてリストは 1886 年 7 月 31 日に死ぬのだが、彼の死後カロリーヌはほとんど誰とも面会せず、みるみる弱って翌 1887 年 3 月 11 日にリストの後を追うように逝去する。このふたりが「愛の死」を再現したのは運命のいたずらであろうか。

あるいはドイツプロテスタントにおいては、職業は神が与えた職業を通じて神が隣人を救うことを代理するものという職業召命観がルターによって

唱えられ、それが資本主義の行き詰まりの中で疑わしいものとなっていったことも考えられる。

これらの事情を勘案すれば、ワーグナーとリストの思想は必ずしも真っ向から対立するものではなく、むしろ自由を追い求める点では非常に合致していたのかもしれない。いずれにしる強調しておきたいのは、ほとんどヨーロッパクラシック界の中心的人物であったリストが編曲したことで、「エロスの愛には力がある」ということがクラシックの思想の中で、人間の一つの真理として確定したということである。

これまで検討してきたことを簡潔に示してくれる言葉がある。ドイツ児童文学作家、ミヒャエル・エンデ (1929-1995) は次のように語っている。

「私たちが、自身の生をこれでよし、としているのが、じつは思いちがいであるような場合、それを気づかせるべくエロスがやってきては、私たちの生活を一度ガタガタにゆさぶる。そのためにエロスは存在しているのかもしれない。」 (子安美知子「エンデと語る」朝日選書、1986 年)

5. 現代のエロスをめぐる諸問題

ここ 1～2 年ほど、性にまつわる問題が身の回りで多く取り上げられている。まず、刑法の改正によって強姦罪が強制性交罪へと変更され、告訴がなくても犯罪が成立するようになったり、同性同士の暴行・脅迫による性交も本罪で裁くことができるようになった。また、ある男性ジャーナリストが女性ジャーナリストを酔っ払わせて姦淫しようとした事件が刑事起訴されなかったり、父親の家計的影響力の下で性交を迫られた事件などが各種性犯罪の成立要件の谷間に落ちてしまっ

ったり、ということが社会問題として取り沙汰され、国民の注目を浴びた。去る 7 月 21 日に参議院議員選挙が行われたが、強制性交罪の「暴行・脅迫を用いて」という要件を、「同意なく」などの文言に変更することによって、更に性的弱者の保護をすべきだと訴える政党もあった。さがけてスウェーデンでは明確な同意のない性行為が違法化された。その他にも、同性愛者の人権の向上として、日本国内でも同性同士の結婚（同性婚）を認めるべきという世論も少なからず形成されつつある。全体として個人の幸福追求に資するように制度が改善されていると考えてよいだろう。ただ僕にはどうも、それらは小手先の対応で終わっているように見える。

6. 強制性交罪

刑法第 177 条、強制性交罪(改正前の強姦罪)は、通説的には個人の性的自由を守る趣旨だと解されている。しかし、そのような解釈は、本当に個人を保護することにつながるだろうか。性的自由というものが、そもそも漠然として感じている。

僕の考え方では性的興奮（性欲）とエロスは別個のものである。性欲は麻薬を使用するような身体を永続的に害する欲求ではないので、その欲求が満たされる行為をあえて制限する必要性はない。被害者側が「強姦されて気持ちよかったんでしょう？」などと貶められるのは、身体の性的満足を得たことが被害者の性的自由の範疇として何らの法益も侵害されていないという側面を有しているからである。

しかし、性的自由をそういうものだとし、強制性交は裁かれなくて良いというのは許されまいだろう。僕はエロスの作用を守るために規定されるべきであると思う。すなわち、私を求めてくる”他”を

取捨選択し、”他”を通じて私と世界を交流させ、究極的に私の魂を知覚し、私が私を愛するためのストーリーがエロスである。

このようにエロスと性欲を明確に切り分け、相手の肉体が私を求める意思、相手の心が私を求める意思が矛盾して存在しうることを観念しなければ、強制性交罪を不同意性交罪に改正したとしても同じようなことが起きるだろう。肉体の反応だけから加害者が「同意があると思った」との錯誤に陥ったなら、それだけで犯罪責任が阻却され、無罪となってしまう可能性がある。

しかし、僕の意見を許さぬ事情が存在する。その刑法上の条文の位置づけである。強制性交罪は 177 条である。この位置は、個人法益に対する罪ではなく、社会的法益に対する罪が記載されるべき場所である（個人法益に対する罪が記載されるべき位置は、199 条の殺人罪以降である）。たしかに明治憲法から日本国憲法に変わったとき、その法の性格自体が変わったという要素もあり、現に不敬罪や姦通罪は削除された。しかし個人法益に対する罪として本罪を構成するなら、やはり 199 条以下に移動すべきであったのではないか。それをせず 177 条として残したことに、社会的法益を保護する意図を残存させているということが考えられる。

どういうことかを説明するために、一つの問題を示す。「夫婦間で強制性交罪は成立するか」という問題（マリタル・レイプ）である。マルク王がイゾルデに暴行・脅迫を用いて性交を迫った場合、イゾルデはマルク王にエロスを感じていないので、強制性交罪や強姦罪が成立しても良さそうである。ところがこの 177 条はそうは捉えられていない。1986 年 12 月 17 日鳥取地裁判決は、このような事案に

ついて「法律上有効な結婚が成立している場合については、夫は妻に対し性交を要求する権利があるから、暴行・脅迫を用いて妻を姦淫しても暴行罪・脅迫罪が構成する場合は格別、本罪を構成しない」と判断している（なお、最近の判例では、暴行・脅迫の要件を満たせば夫婦間の強制的性交罪を認めている）。このような判断になったのは、先來指摘した性的自由を保護法益とした場合の問題点に起因することもあるが、強姦罪が社会的法益に対する罪であることによって、夫婦間の生殖行為を否定する理由がないからである。明治憲法下では、子供が生まれることは夫婦間の幸せというよりは、国力の増加につながるものとして位置づけられていたという言い方をしても否定されないだろう。その頃の刑法の性格が、新たな憲法下でも未だに温存されているということに気づかなければならない。

そういうわけで、強制的性交罪を 199 条以下の個人法益に対する罪に位置づければ一つ前進なのだが、それもなかなか容易ではない。夫婦間の性交要求権の問題を明らかにするために、婚姻がどういう制度なのかということを明らかにしなければならない。

このことを考えるために、我が国で同性婚が認められるかを検討してみよう。

7－1. 同性婚から我が国の婚姻制度の本質を探る

現在、国内で同性婚の法制化を求めるために、13 組 26 人が各地で訴訟を起こしている。

訴訟を応援する弁護士とキャンペーン「Marriage for all Japan (<http://marriageforall.jp/>)」には、同性婚が認められるかについて下記のような法的構成を採っている。

もし日本国憲法が同性婚を禁止しているのであれば、憲法違反の法律を認めるわけにはいきませんから、法律を変えるだけでいいのが問題になります。

この点、憲法 24 条 1 項が「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立」と定めていることから、「男と男」や「女と女」の合意は「両性」の合意ではないのでダメと考えられることがあります。

しかし、憲法 24 条 1 項が次のような考えから定められたことを考えれば、この考えはおかしなものです。つまり、昔は個人より「家」が大切にされ、「戸主」というその家で一番えらい人の同意が無いと結婚できませんでした。個人は尊重されず、特に女性はないがしろにされていました。そこで、個人の尊重と男女平等の実現を目的として「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立」と定められたのです。主眼は、両当事者の「合意のみ」に基づいて結婚できるという部分にありました。

また、憲法が定められた 1946 年当時、同性どうしの結婚は想定されておらず、同性どうしの結婚を禁止する意図がなかったと考えられることから、憲法 24 条 1 項が同性どうしの結婚を禁止するものではないと言えます。

したがって、憲法は同性婚を禁止していないので、法律を変えるだけで同性婚が実現できます。

上記の「憲法 24 条 1 項は同性婚を禁じていない」という考え方は、同性婚を求める人々の中での共通

の見解となっている。これに基づいて、逢坂誠二衆議院議員も政府に対し質問主意書を提出している。

(http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a196257.htm)

日本国憲法下での同性婚について、以下質問する。

一 現在、同性婚は日本国憲法第 24 条第 1 項に反し、違憲であると考えているのか。 政府の見解如何。

これに対して、政府は下記のように、「憲法は同性婚を想定していない」、「同性婚を認めるべきかどうかは極めて慎重であるべき」としており、上記訴訟の口頭弁論においても同旨の主張を繰り返している。

憲法第 24 条第 1 項は、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」すると規定しており、当事者双方の性別が同一である婚姻(以下「同性婚」という。)の成立を認めることは想定されていない。

いずれにしても、同性婚を認めるべきか否かは、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えており、「同性婚に必要な法制度の整備を行わないことは不作為ではないか」との御指摘は当たらない。

7-2. 同性婚が禁じられる理由 1: 世襲の象徴天皇

両者の主張をどのように捉えるべきだろうか。僕はまず、原告側の主張には法的論理が不足していると思う。確かに、憲法 24 条 1 項は一見すると同性婚を禁止していない。一見という意味は後で考える

として、まず指摘しなければならない条文が他にある。それは憲法 1 条(天皇の地位)および 2 条(皇位の世襲)だ。普段無視されがちな条文なので、下記に示す。

第 1 条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第 2 条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

「象徴天皇制」、「天皇は世襲」…普段意識することのないこれらの規定が、同性婚を実質的に禁止している。どういうことか。

世襲天皇制を国民が認めている状況において、国民が「家」の存続を重視しない形態の婚姻を広く容認すれば、世襲の象徴天皇制は日本国民社会を正しく反映していないことになり、天皇の正統性に関わる問題になる。すなわち、天皇制との関わりにおいては、主権者たる国民は世襲天皇の維持という憲法上の合意に齟齬を来さぬように行動することを自らに期待している。したがって、憲法はあらゆる目的・形態の婚姻の自由を保障するものとは必ずしもいえない。

婚姻は戸籍に関する事項である。皇族は戸籍とは別に皇統譜によってその地位や血縁関係が確認されるのだが、皇族が皇族以外の国民と結婚すると、皇籍を離脱することとなる。現行の皇室典範では「皇籍離脱」という言い方になるが、明治憲法時代には「臣籍降下」と称された。臣籍降下(皇籍離脱)のため、皇統譜と戸籍はシステムとして互換性を持っていない。皇族は、自身が天皇に即

位することがないとしても、万が一のために子孫をもたなくてはならない。そうであるから、戸籍や婚姻も、子孫を持つということを最重要視していると言える。

憲法第一章から導かれる世襲の理は、子孫を残すことができるか否かという点を本質的な問題としているところ、同性関係では子孫を残すことは絶対に不可能である。同性同士でも養子を採用して子育てすることは可能という反論もありうるが、これは養子制度を流用するとしても治癒できないものである。確かに、近年の目覚ましい医療技術の発達によって、同性間においてもその両者の遺伝情報を受け継いだ生命体を誕生させることも可能になりつつある。しかしその技術自体の倫理的正当性について未だ社会的議論は成熟していないし、それどころか、始まってもない。そのような倫理的に、哲学的に、社会的に、法的に、生物学的に著しく不安定な生命体の代替品として養子を採用するとすれば、それこそ養子となる者自身の個人の尊厳を回復不能なほどに損なうのは明らかである。これは、特定の男女が生殖障害により子を生むことができないということとは次元が異なる。

そして先のとおり、最近まで夫婦間では強制性交罪が成立しないとされていたところか、配偶者に性交を要求する権利があるとまで認定したのは、婚姻が子孫を残すための制度であり、ひいては国力増加につながるという考え方に由来している。

では逆に、皇族でない国民が皇族と結婚するとき、その国民が皇統譜の中に入ることとして、戸籍制度自体は廃止し、親族関係はもっぱら住民票で確認することにしてはどうだろうか。この場合でも、皇族と結婚する国民が誰かということは重要であ

る。小室圭氏が一体何者なのかは、世間の一大関心事で、その親戚、先祖が誰なのかによって皇族の相手にふさわしいかどうかを品定めしている。

実際に、戸籍を作らずに住民票だけを取得しようとした人々もいる。2005年3月、婚姻届未提出の事実上の夫婦である男女の間に子供が生まれた。男女は戸籍法に基づく出生届の「父母との続き柄」欄の「嫡出でない子（婚姻関係のない男女感に生まれた子供）」にチェックすることを差別的と捉え空欄のまま提出し、区長は記載の是正を求めたが男女は拒否した。これによりこの戸籍は未だ作成されておらず、行政は新たに出生した者は出生届により作成される戸籍から転記をすることによって住民票を作成することが法定されている。男は子の戸籍に基づかない住民票作成を区長に申し出たが、区長はこの申し出を却下し、住民票を作成しなかった。2009年、裁判でも敗訴が確定した。そもそもの訴訟の背景として、この男女は婚姻によって新たな戸籍を作りたくなかったから事実婚にとどまっていたのだろう。そして男女のカップルの下にあらたに生まれた子供には、戸籍から脱却してほしいという強い思いを抱いていたのではないか。しかし、このように嫡出でないとはいえいちおう父母のもとに正當に生まれた子供ですら、本事例のように戸籍への記載を免れることは難しい。判決自体は行政側に申し出に応答すべき義務があるかどうかという至って行政法技術の議論によるものであったが、その背景に国が国民管理の基礎を住民票でなく戸籍に求めている法の建前を認定し、皇統譜との整合性を担保すべきであることを暗に仄めかしている。

こうやって世襲天皇というものを意識した上で種々の法律や社会状態を見てみると、同性婚は「憲

法的事実上絶対禁止」という状態におかれているといっても過言ではない。このような表現はこれまでの憲法議論の中にはおそらく存在しないが、このように表現するしかない。なぜならば、国民の象徴の合意それ自体は個人の人權を制約する根拠にはなりえず、いわば国民に自身の権利主張を慎むことを規定しているにとどまるから、同性婚が憲法上禁止されているとは断言できない。しかし、国が言うように、これは社会や家族のあり方の根幹に関わる問題であり、国民全体の合意なきまま現実に同性婚が法制化された場合、国民連帯断絶は回避できない。令和をありがたがっている現在の状況では、国民同士の衝突が起きたときに問題となる天皇制について結論を出すことができないだろう。

7-3. 同性婚が禁じられる理由2：憲法 24 条違憲論

さて、僕は上述のとおり、憲法 1 条および 2 条から同性婚を認めることは無理筋だという立場だが、同性婚反対派の主張の主流は今でも「24 条が同性婚を禁止している」というものである。すこし婚姻の本質という話からは離れるかもしれないが、この説についても触れておかねばならないだろう。僕自身は、同性婚は 24 条にも違反し、違憲という立場で以下その理由を述べる。

国も同性婚推進派も、ともに「24 条は同性婚を想定していない」ということは一致していて、特に後者は「想定していないから禁止もしていない」としている。しかしこれは些か論理が不足していると考えている。そして 7 月 25 日に日本弁護士連合会が政府・国会に提出した意見書でも同じ論旨が展開されている。「Marriage for all Japan」と同じなので、

引用は省略するが、とにかく、旧来の家族制度を否定するために婚姻が両性の合意のみに基づいて成立することを明言したというのが論理の柱である。

しかし、僕が日本国憲法審議録の 24 条関連を読んで政府答弁を総合するに、どうも 24 条は家族制度を完全に排除していない。ただ単に、夫婦の同等、両性の本質的平等、個人の尊厳という 3 つの標準に照らし合わせた結果として、戸主権、家督相続などが廃止されただけにとどまり、「良き意味における家族制度と云うものは、決して壊す意思は毛頭ない（木村篤太郎司法大臣、貴委 9.19、牧野英一議員への答弁）」としている。24 条に対する政府の立場をもっともよく表していると思われるのが、つぎの金森徳次郎大臣の答弁である。

「憲法 24 条は直接にはこれ（家族制度）をいけなくとも言わないし、宜しいとも言わない。…（中略）…この憲法が施行されて、如何なる家の制度を設けるかと云う点は、これから法律を以て適当なる内容を定むべきものと考へて居ります。」（貴委 9.18、大河内輝耕議員への答弁）

議事録全体をみると、憲法改正後も戸主権が残るのかどうかは何度も質問されていて、最大の関心事だったようだ。そして大臣も最初は戸主権^{コケケン}や家督相続の制度をいくらか民法上残存させる意向を示していた。結果としては法律上は廃止されたのだが、「家族制度を悪いとは言わない」ということから、事実としては戸主権や父権を中心とした家族というものもあり得るということである。この意識は、今の民法では 897 条（祭祀を執行すべき者の墳墓の所有権）に残存している。お墓の所有権は他の被

相続財産と一体となって遺産分割などの対象になるのではなく、いわゆる次の墓守り役に帰属するというような規定である（わが家の場合、祖父が死んだ後は、僕の叔父が墓…というか納骨堂を世話している）。この条文の中に、家族を時間的に同時に存在し得ない先祖・子孫をも含めた継続性のある社会形態として捉え、憲法はそこに介入することを避ける意識が見える。このような家族の中の構成員は全先祖から次の子孫を残せというプレッシャーを受けている。だから夫婦間に性交要求権が認められる。やはり、婚姻は結合した二人のエロスの愛を法的に承認するものではない。

繰り返しになるが、24条は、両性の合意のみで成立する「戸主が観念できない家族形態」を許容したという点で明治憲法下の家族法とは一線を画すけれども、一方で、事実上の戸主が存在する家族形態の一切を排除しようとしたものでは決していない。かなり、かなり広く、さまざまな家族形態を許容している。なるほど、24条の本質をこのように捉えてみると、同条は、旧来の家族制度も含めて、国は家族のあり方に中立であるべきとする一種の制度的保障として機能することがわかる。制度的保障とは、政教分離規定や大学の自治のように、それを制度として規定することで、その先にある人権（信教の自由や学問の自由）を間接的に保障しようとする枠組みである。24条は、家族のあり方への不介入という制度を規定し、個人が生まれながらに属する原始的かつ最小単位社会たる家族の多様性を確保することで個人の人格・価値観形成の多様性というものを保障しようとしていると言える。

そうであれば、同性婚が違憲か合憲かという判断は、津地鎮祭訴訟の判例をなぞるべき基礎がある。

すなわち、国が同性婚を認めるという行為について、「①行為の目的が許容すべき家族形態の改定という意義を持ち、②行為の効果が特定の家族形態に対する援助・助長・促進または圧迫・干渉になると認められる場合」には違憲となる。

まず同性婚を認めることで家族形態に変化が起ることは誰しもが認められるところであるので、①の目的は問題とならない。

次に②であるが、同性婚を認めるためには、（その「両性」という言葉の中に男男・女女という組み合わせも含まれるかはさておき、）24条から「両性の合意のみに基づく」という要素だけを取り出さなければならぬ。なぜならば、同性婚は今までの日本社会において想定されていなかった新しい家族の形態であり、それが憲法上保障される自由であるとするならば、両性の合意のみに基づいて婚姻が成立することが絶対的に保障されなければ成立し得ないからである。そうすると、同性婚を認めることは、事実上の戸主権によって結びついた婚姻および家族形態を法律上も事実上も完全に否定し、圧迫する効果をもたらす。よって、同性婚を国が認めることは違憲である。

このような制度的保障と捉えることに許容性があるかを念のため検討するため、最近の判例との整合性を確認する。

2015年、民法で女性の再婚が300日間も禁止されるのは長すぎるという再婚禁止期間違憲判決（最大判平成27年12月16日）が下された。この判決では、「憲法24条2項は…婚姻及び家族に関する事項について、具体的な制度の構築を第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねるとともに、その立法に当たっては、個人の尊厳と両性の本質的平等に

立脚すべきであるとする要請、指針を示すことによって、その裁量の限界を画したもの」としている。制度的保障でも、政府がやってはいけない行為を確定するものであるので裁量限界確定とはほぼ同じ機能を有する。もっとも、判例では個人の人權を保障する方向に裁量の限界があるとするのに対し、制度的保障とした場合には個人の人權保障そのものに限界づけようとする意味での限界となっているが、これは僕の見解とは24条のそもそもの趣旨の理解が異なるのでやむを得ないだろう。

また24条1項については「婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするかについては、当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきであるという趣旨」であり、「上記のような婚姻をするについての自由は、憲法24条1項の規定の趣旨に照らし、十分尊重に値するものと解することができる」と述べている。ここで、婚姻の自由を憲法上の価値として保障されとするのではなく、尊重に値するという表現にとどめていることにこの判例の特色があり、また僕の見解と一致する。上述の基準で判断すると、婚姻の自由として憲法上で保障されると言い切ってしまうと、事実として温存されている家制度による婚姻に対する圧迫・干渉に該当してしまうのである。というわけで、僕の見解は現在の裁判所の判断にも整合する。

以上のように、憲法24条は伝統的な婚姻・家族も含めて存在を許容していて、一の家族形態が他の家族形態の存在を否定してしまうような解釈はしてはならない。戸主権などという仰々しい言葉を使ったが、現代でも結婚するときは自分の両親にそれを報告し、相手の両親に挨拶に向かう、そのようなことが行われているのである。また特に地方出身者

でなければわからない感覚かもしれないが、僕も結婚したときは父だけでなく、親戚一同に報告したし、祖母にも了解を得た。そして僕はやりたくなかったが、両親は「結納は絶対しないとダメだ」と頑に辞さなかった。当時、僕が結納は絶対嫌だと主張したり、誰か反対する人がいれば、結婚を諦めていたか、少なくとも入籍時期が遅れていただろう。逆に、結婚直後に相手が精神疾患で休職したときは、親族一同さっさと離婚しろの大合唱であった。結果として別の理由で離婚することにはなってしまったが、この圧力に抗うことはかなり精神力を消費した。正直に言って、僕は保守的な婚姻と離婚をしよう。しかしその選択をしたことはもはや取り消すことができないのである。上記の屁理屈に従えば、同性婚を認めることは、何を隠そう僕自身と僕の親族の尊厳を損なわせるのである。

7-4. たったひとつの「尊厳」から同性婚を認めるアプローチ

もっとも、判断基準のあてはめの方法によっては合憲とする余地もあるだろう。同性婚を認める根拠たる「両性の合意のみに基づく」ことだけを強調しない論理的主張あるいは24条2項にある尊厳の意味から同性婚を主張する方法などが考えられる。

憲法24条2項「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」には、現行憲法の中でたった一回、「尊厳」という言葉が現れる。その意味を考えてみると良いかもしれない。

尊厳に近いニュアンスでは、13 条の「個人の尊重」がある。自然権思想の解説のなかでは、「個人の尊厳」と「個人の人權の尊重」という 2 つは同じ意味で使われるが、日本語としては尊重よりも尊厳という語句のほうが威厳のある印象があるのではないだろうか。

尊重は、本人が行うものではなく、他者が本人を対象に行われるものである。他者が本人の価値に一般社会の観点から何らかの評価を加え、それが本人にとって重要な価値であることを認めるのが尊重である。これまた尊重に似た概念に尊敬や崇拝などがあるが、尊敬は価値を評価した上で、それが他者自身にとって価値あるものとして認められる必要があるし、崇拝に至っては価値の評価をすっ飛ばして、重大なものとして取り扱うというような違いがあろう。対して尊厳といえ、主として本人が自覚するものである。他者が本人の尊厳を推察する場合も、本人の視点に立ってその価値を評価する（例えば脳梗塞寝たきり昏睡状態で意思疎通も困難な高齢者の医療ケアを継続するか中止するかといった尊厳死の議論があるが、本人の具体的事情からその真意を推察するから尊厳死というのであって、一般的客観的な観点から苦痛の程度と生存可能性を考慮した結果、治療をやめ死ぬべき状態であると評価するのは、いわば尊重死になるだろう）。

このような概念の区別をすると、個人の尊重の結果、一見すると差別が解消されたように見えても、主観的には尊厳が踏みにじられていると感じる状態が生じる。本来であれば主観を考慮したアプローチによって最大限に個人の権利が保障されるべきであるが、人権は常に衝突し、公共の福祉による権利制約をうける性質を有するから、全ての生活の

分野で主観的なものを保障することは困難で、憲法上尊厳という言葉は多用できない。

それでも、婚姻が種の繁栄に必要な不可欠な制度かつ、婚姻、家族、財産等については、主観的な劣等感を抱かせることが常だから、この条項には特に「尊厳」という言葉を用いたのかもしれない。

そこで、尊厳という言葉で「本人が一般人に比して自己の価値が評価されていないという劣等感を自ら補てんしまたは治癒される権利」などと仮定し、家族法等の分野においては、尊厳に基づいて法が規定されなければならないとしてはどうだろうか。そうすると、同性婚を認めるか否かという問題については次の通りの論理で解決する緒も出てくる。

すなわち、24 条 1 項は異性婚のみを対象しているから、それが憲法上の一般人の姿であって、それが出来ない（普通でない）同性愛者は劣等感を抱く。その劣等感を治癒されるためには、異性婚とは別に何らかの制度が存在すべきところ、民法等が異性婚のみを規定し、同性婚の規定を設けていないことは 24 条 2 項の精神に反し違憲である。このような主張であれば、他の家族形態を圧迫することはない。尊厳という言葉の意味は帝国議会の審議録には出てこないけれど、言葉の意味の解釈として許されるだろう。この主張の場合、普通の養子縁組と特別養子縁組のように、異性婚と同性婚で制度としては異なるが、同性の二人の法的結合を一定程度認められるかもしれない。

まあ、僕の立場からは 24 条で同性婚を合憲としたとしても、1 条 2 条という課題が残るので、同性婚を希望する当事者が異性婚と完全に同一の内容の婚姻を求めるのであれば、どのようなアプローチでも最終的結論は変わらない。悲しい哉、日頃から

TPO をわきまえずリベラルな政治的主張を繰り返す僕ですらこのように言わざるを得ないほど、婚姻と家制度は根の深い問題なのである。

憲法9条の問題では特定秘密保護法や日米安保関連法で国会前に市民が結集するなど、盛んな反対活動が行われるとともに、それらの法律に肯定的な態度を取る者も（内容の理解度はどうであれ）かなり多かった。あれだけ議論した問題ですらこういうことになる。同性婚の問題について、そもそも24条の趣旨そのものについて僕のような主張をしている人は他にいないが、完全な誤りであるとは思わない（戦後すぐには同じような立場の学者がそれなりにいた、穂積重遠など）。今、議論が尽くされないまま、憲法改正によらず民法改正のみで同性婚を認めた場合、安保問題で発生した国民同士の衝突とは比較できないほどの分断が生じる恐れがある。いま、同性婚法制化を推進しているのは主に野党であるが、仮にそれが「間違いでした(^ ^)」となれば、国民を分断に導いたのは野党だと批判されるし、「やっぱり自民党しかない！」となりかねない。同時に、分断の元凶となった性的少数者はこれまで以上の迫害を受ける危険性がある。レインボープライドのようなお遊びイベントは僕は嫌いだ、それすら許されなくなるのではないかと。同性婚を認めることで性的少数者を法的に保護することはできるが、社会的に保護することはできない。すごく危ないと感じているから、こうして演奏会を催して長文で訴えているところである。

8. エロスの、同性婚が究極のゴールなのか

これまで同性婚が我が国で否定されるための根拠を示してきた。僕自身は、それを覆すべきだろう

とは思っているけれど、覆したとしても、さらにまた別の観点から同性婚を認めないとすべきか非常に悩ましい。

一つ確実に言えるのは、法の下での平等が徹底されないことは、日本国民が世襲天皇を国民統合の象徴とする憲法的合意をしていることの反射的效果として是認されるのであって、男女間に認められる婚姻制度をそっくりそのまま同性間にも適用を求めるのであれば、世襲天皇制を廃止するための議論を進めなければならないだろう。そして、天皇制が廃止されたとしても、同性婚を認めるべきかどうかという問題は未だ残る。

しかし、リストやワグナーの思想を紹介しながら自由を訴える僕としては、やはり同性婚には反対しなければならないだろう。平等を求めるなら、徹底的にやらねばならない。

まず、婚姻が一对一のパートナーシップに法的保護や「良い」という社会認定を与える制度となっていること自体に疑問を持たなければならない。僕が思うに、エロスの知覚方法（愛の形）は本当に人それぞれで、人からのエロスの知覚がなくとも、物からのエロスの知覚、摂取によって自己を見つめることができる人たちもいるし、3人以上の複雑関係の中にエロスを知覚する人もいる。そのような、現代においては普通ではない非定型エロス知覚によって自己を知ることができる人たちは、一对一の関係に乗ってこない、独身で有り続け、それが悪い事のように言われる。だから、「うちの子は50歳になったが結局独身だ」とような散々な言われ方をされるハメになる。

しかし「良い」とされるべきは一对一の関係ではなく、さまざまな関係のあり方からそれを選択した

個人のはずであろう。同性同士であれ、3人以上の複雑関係であれ、独身であれ、それによって愛を知り自分を知ろうとする選択をした個人が尊重される制度になるべきだと思う。婚姻届ではなく、愛する対象（人でも物でも可能）を登記することで所得税控除が認められるとか、全ての人が利用できる税制になれば良いと思っている。

逆に、同性婚を認めれば、社会の裏側にうごめいていた性的多様性の中に一对一の規範を持ち込むことになる。さらにその中で結婚しないものを蔑む風潮が出てこないかと大変危惧している。特に同性愛者の中には、外見の良し悪しに一層こだわる人も多いということだし、複雑関係を形成していることが多く、これが現在の一般常識においては「高望みしている」とか、「性道徳が乱れている」などと言われ、蔑まれやすい状況にある。法的に新たに極まったマイノリティが形成されないか心配している。

性的指向・性自認にかかわらず、僕らが共通して直面している課題は親や社会からの結婚圧力である。性的少数者の運動は同性婚を求めるというよりも、「結婚しなくていい社会づくり」のほうに力が注がれるべきなのではないだろうか。まあ、それは結局天皇制廃止に向かうのだけれども。

それでもう一つは、「同性愛者が求めているのは本当に同性婚なのか？」という疑問である。少し古いものであるが、2004年に「血縁と婚姻を越えた関係に関する政策提言研究会」(<https://seisakuken2004.wixsite.com/seisakuken>)なる団体が「同性間パートナーシップの法的保障に関する当事者ニーズ調査」というアンケート調査を行った。回答数は680件ほどと小規模であるが、それでもこの調査を参照すべき特筆すべき理由があ

る。先に示した同性婚訴訟のホームページを見ると、同性婚が認められないことのデメリットが一覧として出てくる。例えば手術の同意件や健康保険の被扶養者加入権、各種租税の被扶養者控除等を受ける権利、相続権、法的夫婦だけに認められる特別養子縁組の権利などである。このニーズ調査でもそれらの必要性や利用希望は調査されているが、それらに加えて、婚姻によって生じる義務についても調査されている。具体的には同姓義務、同居義務、扶養義務の3つだが、これらは同性愛者の中でもニーズが格段に低いのである。これはつまり、性的少数者の中でも現行の婚姻制度を求めるほどの合意形成ができていないことの証左ではないだろうか。

そして、これらの義務は異性愛者の中でも不要だと考える人は多いのではないかと。とくに最近では選択的夫婦別姓を認めるべきだとの世論は高まってきたりし、単身赴任や、夫婦共働きで仕事のスタイルに合わせて（職住近接の実現をもとめて）別居を選択するなど普通に行われている。扶養義務も、経済的に不安のある世の中においては負担だと考える人もいるだろう。つまり、現行の婚姻制度は二人の愛の究極的な形を規定しているとはいえず、同性愛者も異性愛者も、その実、それを求めているわけではない。だとすると同性婚訴訟ではなく、相続権や手術同意権といった個別具体的な権利が同性間に認められないことを問題とすべきなのではないか。一つの例として、男女間の法律婚ではない事実婚においては、相続権が発生しないのが原則だが、例えば男性の死亡後、男性所有の家に内縁の妻が住み続ける権利が今般の民法改正により新たに認められることとなった。そのような個別の問題で解決

することができれば、いちおう、その二人の目的は達成される。

重要なのは、同性愛者たちがそのような権利を獲得することによって、異性愛者にもその権利を行使するチャンスが与えられることである。結婚してなくても手術の同意ができる、相手が事故で死亡したときに加害者に慰謝料を請求することができる。所得税の控除を受けることができる。これらが同性間で認められるとしたら、異性間で認めない理由はない。異性愛者にも、婚姻しないという選択肢が増える。

このようにして、エロスの愛を重視する立場に立って初めて、婚姻という制度の弊害が見えてくる。そして、夫婦間の性交要求権にも疑問がうまれる。エロスの作用を守るための強制的性交罪を描くことができるようになり、ようやく刑法上も、(条文の位置を移動させずとも)個人法益に対する罪として解釈できるようになる。僕は性的少数者の運動が担うべき使命は、エロス(他から求められる感覚を基に他を摂取し、自己を知り愛する機能)が尊重される社会の実現という方向にあると思っていて、そのパイオニア、超人になってほしいのである。

9. 結語

この2年ほど、ピアノの会の後輩の松井くんや花崎くんと年に一回ワーグナーの「ニーベルングの指環」を鑑賞している。その休憩時間の雑談のなかで、「人民の革命によって皇居がお堀に沈み、神々の黄昏が訪れ、真に自由で平等な人民政府ができあがるという演出がしっくりくる」というフザけた話があったが、今国民が目下注目している同性婚、夫婦別

姓などの問題を解決するならば、やはり天皇制は崩壊しなければならぬ。臣籍降下という言葉のように、天皇と国民の間にはヒエラルキーが存在する。そしてそのヒエラルキーがさらに、「戸籍すら持たない外人は人として扱わないでいいだろう」という誤った考えを発露するために、外国人技能実習生が奴隷のように扱われる現代社会になっている。これらを正すために、エロスを知覚する本人を中心とした社会システムが必要である。

皇居沈没がオペラ演出としてではなく、現実に関き起こされることを願う。

早大ピアノの会 第3回 OB演奏会

2019年8月3日(土)

開場: 13:00 開演: 13:30 終演: 19:30

場所: スペースDo(新大久保)

第1部 13:30-14:35

- ① 森田亮介 (29代) / イゾルデの愛の死(リグナー/リスト)
- ② 彦田和宏 (33代) & 彦田萌 (34代) / イタリアン・ポルカ(ラフマニノフ)
- ③ 花崎祐 (31代) / 幻想ポロネーズ Op. 61(ショパン)
- ④ (35代) 齋藤まりの & 古川愛莉 / Monster(嵐/神内敏之)、女の子は誰でも(東京事変/神内敏之)
- ⑤ 鈴木仁実 (35代) / クープランの墓より第1曲「プレリュード」(ラヴェル)、6つの小品 Op. 118 より第1曲(ブラームス)
- ⑥ 菅野理彩 (38代) / ピアノソナタ第5番 Op. 10-1(ベートーヴェン)

第2部 14:45-15:45

- ⑦ 清水茜 (35代) / きらきら星変奏曲(モーツァルト)
- ⑧ 宮川翔貴 (35代) / ノクターン2番 Op. 9-2(ショパン)
- ⑨ (36代) 小金ゆい & 川島捺央 / サルタレッロ op. 47(アルカン)
- ⑩ 渡辺裕貴 (33代) / ため息(リスト)、英雄ポロネーズ(ショパン)
- ⑪ 熊倉大輔 (34代) / ピアノソナタ第1番第3楽章(ラフマニノフ)

第3部 15:55-17:00

- ⑫ 佐藤ペン(Pf) (28代) & 佐藤タカアキ(Ba) & 山田ヒロシ(Dr) / Linus & Lucy(ヴィンズ・ガラルティ/シユロター・ハッス)、Hyper ballad(ビョーク/フォックス・キヤプチャー・プラン)
- ⑬ 佐々木寛志 (30代) / ムジカ・ナラ(徳山美奈子)
- ⑭ 中野花恋 (35代) / 前奏曲 Op. 23-5(ラフマニノフ)
- ⑮ 増田有紗 (36代) / マズルカ Op. 33, No. 4(ショパン)
- ⑯ 佐久間文 (34代) / ウィーンの謝肉祭の道化作品 26 より第1曲: アレグロ(シューマン)、Autumn Crocus(Billy Mayerl)
- ⑰ 中島優人 (34代) / 前奏曲 Op. 12-4(ブルームンフェルト)、スケルツォ第3番 Op. 39(ショパン)?

第4部 17:10-18:20

- ⑱ 城谷尚吾 (30代) / 夜空ノムコウ(川村結花)、Don't Stop Me Now(Freddie Mercury)
- ⑲ 岡田諒子 (35代) / 平均律クラヴィーア曲集第1巻第13番嬰へ長調 BWV858(J. S. バッハ)、ピアノソナタ第24番「テレーゼ」第1楽章嬰へ長調 Op. 78(ベートーヴェン)
- ⑳ 高野翔太 (38代) / 楽興の時 op. 16-3, 6(ラフマニノフ)
- ㉑ 茂木聖也 (29代) / 変奏曲 Op. 41(カプースチン)
- ㉒ 重松和人 (32代) / カプリの春の朝(カサ)、ノクターン第17番 Op. 62(ショパン)
- ㉓ 鈴木花実 (34代) / ハンガリー狂詩曲 S244 より第12番嬰ハ短調(リスト)

第5部 18:30-19:30

- ㉔ 木下リラ (34代) & 片山隆 (30代) / アンダンテと華麗なるアレグロ Op. 92(メンデルスゾーン)
- ㉕ 高畑麻莉恵 (32代) / 「版画」より塔(トビエツシー)
- ㉖ 勝又友季子 (33代) / マズルカイ短調 Op. 17-4(ショパン)、前奏曲 Op. 28 より第1番ハ長調、第12番嬰ト短調(ショパン)
- ㉗ 加藤喜市 (27代) / トッカータ風ソナタ第1楽章(アルウィン)、ピアノソナタ第2番 Op. 60 第4楽章(ホルトキエヴィチ)
- ㉘ 森明史 (32代) / ピアノソナタ第1番(アウグネ・トルマン)